

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 27 年 11 月 27 日(金) 第 8 7 5 4 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

## 目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定 (759) (医療指導課) . . . . . 2 知事指定薬物の指定の失効 (760) (〃) . . . . . 3 県道の区域の変更 (761) (道路企画課) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の指定 (762) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (763) (〃) . . . . . 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (764) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 4
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 4 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 5

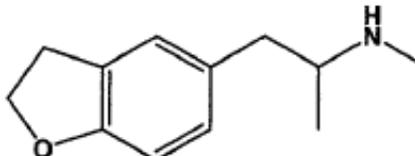
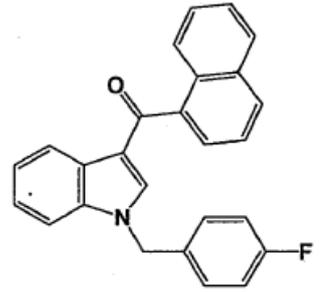
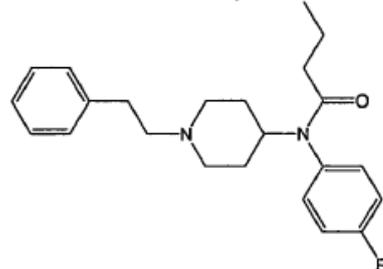
# 告 示

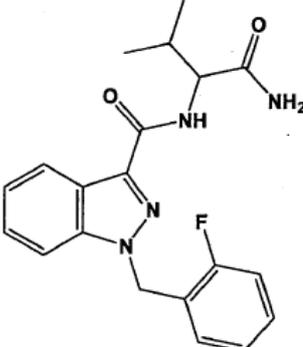
## 鳥取県告示第759号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
27-知(1)-21	5-MAPDB	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類 
27-知(1)-22	FUB-JWH-018	[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類 
27-知(1)-23	p-fluorobutyrylfentanyl	N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェネチル)ピペリジン-4-イル] ブタナミド及びその塩類 

27-知(1)-24	AB-FUBINA CA 2-fluoro benzyl isomer	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(2-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類  
------------	--	--

**鳥取県告示第760号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
27-知(1)-18	5-APB	平成27年9月18日	平成27年9月26日
27-知(1)-19	6-APDB	〃	〃

**鳥取県告示第761号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年11月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伏野覚寺線	変更前	鳥取市安長字上赤田167-9地先から同市安長字洲ケ本248-5地先まで	9.5~22.5	384.8
	変更後	鳥取市安長字上赤田167-4地先から同市安長字洲ケ本248-1地先まで	12.0~24.4	384.8

**鳥取県告示第762号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月27日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サードラ	ころねヘルパー	倉吉市伊木217	平成27年11月19日	訪問介護

イフモア	ステーション			
”	こころね訪問看護 ステーション	”	”	訪問看護

### 鳥取県告示第763号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 11 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サードラ イフモア	こころねヘルパー ステーション	倉吉市伊木 217	平成 27 年 11 月 19 日	介護予防訪問介護
”	こころね訪問看護 ステーション	”	”	介護予防訪問看護

### 鳥取県告示第764号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 28 年 1 月 16 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 11 月 27 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 申請のあった年月日  
平成 27 年 11 月 16 日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ever green
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
川添 北斗
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市米原一丁目 8-13
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がいのある方々に対して、この地域で安全に楽しく自分らしく在宅生活や社会参加が行えるようなニーズに沿った支援に関する事業を行い、地域に根付いた事業所を目指し、ノーマライゼーション社会に寄与することを目的とする。

## 公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成 21 年鳥取県条例第 5 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第 5 項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成 27 年 11 月 27 日から平成 28 年 1 月 27 日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第 10 条第 2 項の規定に基づき平成 28 年 1 月 27 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 27 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一  
鳥取市商栄町251-8
- 2 大規模集客施設の名称  
(仮称) ドン・キホーテ鳥取店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
鳥取市南吉方二丁目9 外
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積  
3,295平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成28年4月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 (鳥取市東町一丁目220)

.....

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所  
鳥取市細見字向ヒ谷741の5、字大松ケ谷753の2、754の1、字弥助谷787の2、789から792まで、794、松上字倉見谷940の9、940の13、941の59、字宮ノ谷988、字細谷992、字天神1178、上段字瀬戸谷364、365、尾崎字笠や281の1、284の1、字山崎305の1、305の2、字奥谷326の2
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、平成26年10月22日付農林水産省告示第1453号(保安林の指定施業要件の変更について)のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

## 調 達 公 告

.....

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年11月27日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

- 1 調達内容
  - (1) 借入物品の名称及び数量  
鳥取県立境港総合技術高等学校情報処理室ほか(2室分)パソコン等賃貸借 一式
  - (2) 借入物品の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 契約期間

平成28年 3 月 1 日から平成32年 8 月31日まで

(4) 納入期限

平成28年 2 月29日 (月)

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料(保守料等を含む。)の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年12月4日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成27年11月27日から平成28年1月7日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年11月27日から平成28年1月7日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を所有し(平成27年11月27日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合に、県の求めがあってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。

(6) この公告に示した物品と同程度の機能を有すると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成23年4月1日から平成27年12月18日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成27年11月27日(金)から同年12月18日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年1月7日(木)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月6日(水)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成27年12月18日(金)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

## 要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) December 18, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 7, 2016 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(January 6, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School  
925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi Tottori 684-0043 Japan

TEL : 0859-45-0411